

社会福祉法人シオン福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人シオン福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判

断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから、議長及び選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建
西原白百合保育園 一棟 (710.85 平方メートル)

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

西原白百合保育園附属建物 一棟 (32.40 平方メートル)

(2) 沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地所在
西原白百合保育園 敷地 (2,655.00 平方メートル)

(3) 沖縄県中頭郡西原町字幸地上山原 1436 番 3
西原白百合保育園 敷地 (257 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を

担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人シオン福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大城	善勝
理事	屋良	朝光
〃	我謝	孟信
〃	新川	広子
〃	宮平	ユキ子
〃	大城	常子
監事	城間	哲男
〃	新垣	信子

附 則

- 1 この定款は、昭和 50 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 第五条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。

附 則

この定款の改正は、昭和 62 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 4 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 6 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 9 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 10 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 13 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 15 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 15 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 17 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 20 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年度

計 算 書 類

令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 3 月 3 1 日

法人名 シオン福祉会

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	28,797,721	30,971,933	△2,174,212	流 動 負 債	17,652,367	18,093,779	△441,412
現 金 預 金	18,747,361	22,146,063	△3,398,702	短 期 運 営 金	0	5,750,730	△5,750,730
事 業 未 収 金	1,767,360	1,669,870	97,490	事 業 未 払 金	807,953	889,142	△81,189
未 収 補 助 金	8,283,000	7,156,000	1,127,000	役 員 借 入 等 金	5,750,730	0	5,750,730
固 定 資 産	156,990,489	166,329,853	△9,339,364	未 払 費 用	1,692,335	1,651,378	40,957
基 本 財 産	117,845,525	119,114,346	△1,268,821	預 り 金	15,926	15,926	0
土 地	50,000,000	50,000,000	0	職 員 預 り 金	2,218,375	2,209,856	8,519
建 物	67,845,525	69,114,346	△1,268,821	賞 与 引 当 金	7,167,048	7,576,747	△409,699
そ の 他 の 固 定 資 産	39,144,964	47,215,507	△8,070,543	負 債 の 部 合 計	17,652,367	18,093,779	△441,412
土 地	4,000,000	4,000,000	0	純 資 産 の 部			
構 築 物	699,188	4,025,408	△3,326,220	基 本 金	41,735,370	41,735,370	0
器 具 及 び 備 品	2,405,776	3,183,599	△777,823	基 本 金	41,735,370	41,735,370	0
人 件 費 積 立 資 産	0	2,640,000	△2,640,000	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	53,646,901	55,638,552	△1,991,651
修 繕 積 立 資 産	10,980,100	10,980,100	0	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	53,646,901	55,638,552	△1,991,651
備 品 等 購 入 積 立 資 産	209,100	335,600	△126,500	そ の 他 の 積 立 金	32,040,000	36,006,500	△3,966,500
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	20,850,800	22,050,800	△1,200,000	人 件 費 積 立 金	0	2,640,000	△2,640,000
				修 繕 積 立 金	10,980,100	10,980,100	0
				備 品 等 購 入 積 立 金	209,100	335,600	△126,500
				保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	20,850,800	22,050,800	△1,200,000
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,713,572	45,827,585	△5,114,013
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,713,572	45,827,585	△5,114,013
				(うち当期活動増減差額)	△9,080,513	△4,513,955	△4,566,558
				純 資 産 の 部 合 計	168,135,843	179,208,007	△11,072,164
資 産 の 部 合 計	185,788,210	197,301,786	△11,513,576	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	185,788,210	197,301,786	△11,513,576

法人単位資金収支計算書

（自）令和 3年 4月 1日（至）令和 4年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収			
	入			
	保育事業収入	142,945,560	144,724,220	△1,778,660
	経常経費寄附金収入	300,000	300,000	0
	受取利息配当金収入	3,000	1,648	1,352
	その他の収入	1,803,163	1,802,563	600
	事業活動収入計(1)	145,051,723	146,828,431	△1,776,708
支				
出				
人件費支出	131,849,342	131,743,833	105,509	
事業費支出	15,907,614	15,855,078	52,536	
事務費支出	4,088,896	4,012,019	76,877	
事業活動支出計(2)	151,845,852	151,610,930	234,922	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△6,794,129	△4,782,499	△2,011,630	
施設整備等による収支	収			
	入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支			
出				
固定資産取得支出	1,326,500	1,326,500	0	
施設整備等支出計(5)	1,326,500	1,326,500	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,326,500	△1,326,500	0	
その他の活動による収支	収			
	入			
	積立資産取崩収入	3,966,500	3,966,500	0
	その他の活動による収入計(7)	3,966,500	3,966,500	0
支				
出				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,966,500	3,966,500	0	
予備費支出(10)	200,000	—	200,000	
	0			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△4,354,129	△2,142,499	△2,211,630	
前期末支払資金残高(12)	4,354,129	20,454,901	△16,100,772	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	18,312,402	△18,312,402	

法人単位事業活動計算書

（自）令和 3年 4月 1日（至）令和 4年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	144,724,220	139,637,380	5,086,840
		経常経費寄附金収益	300,000	100,000	200,000
		サービス活動収益計(1)	145,024,220	139,737,380	5,286,840
	費用	人件費	131,334,134	125,235,680	6,098,454
		事業費	15,855,078	15,571,478	283,600
		事務費	4,012,019	3,979,056	32,963
		減価償却費	3,747,204	3,947,040	△199,836
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,991,651	△2,725,677	734,026
		サービス活動費用計(2)	152,956,784	146,007,577	6,949,207
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△7,932,564	△6,270,197	△1,662,367
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,648	11,004	△9,356
		その他のサービス活動外収益	1,802,563	1,745,241	57,322
		サービス活動外収益計(4)	1,804,211	1,756,245	47,966
	費用				
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,804,211	1,756,245	47,966	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△6,128,353	△4,513,952	△1,614,401	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	1,107,000	△1,107,000
		特別収益計(8)	0	1,107,000	△1,107,000
	費用	固定資産売却損・処分損	2,952,160	3	2,952,157
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	1,107,000	△1,107,000
		特別費用計(9)	2,952,160	1,107,003	1,845,157
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△2,952,160	△3	△2,952,157	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△9,080,513	△4,513,955	△4,566,558	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	45,827,585	47,629,540	△1,801,955
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	36,747,072	43,115,585	△6,368,513
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	3,966,500	2,712,000	1,254,500
		その他の積立金積立額(16)	0	0	0
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,713,572	45,827,585	△5,114,013

計算書類に対する注記（シオン福祉会）

1、継続事業の前提に関する注記

該当なし

2、重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3、重要な会計方針の変更

該当なし

4、法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5、法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略している。
- (3) 当法人では拠点区分が1拠点のため、拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は省略している。
- (4) 社会福祉事業における拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - シオン福祉拠点区分（社会福祉事業）
 - 法人本部サービス区分
 - 西原白百合保育園サービス区分

6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	50,000,000	0	0	50,000,000
建物	69,114,346	1,200,000	2,468,821	67,845,525
合計	119,114,346	1,200,000	2,468,821	117,845,525

7、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8、担保に供している資産

該当なし

9、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	170,930,000	103,084,475	67,845,525
構築物	15,613,036	14,913,848	699,188
器具及び備品	21,267,391	18,861,615	2,405,776
合計	207,810,427	136,859,938	70,950,489

10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12、関連当事者との取引の内容

該当なし

13、重要な偶発債務

該当なし

14、重要な後発事象

該当なし

15、合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財 産 目 録

令和4年3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	沖繩銀行西原支店 普通預金他	—	運転資金として	—	—	18,747,361
事業未収金		—	委託費精算分	—	—	1,767,360
未収補助金		—	子ども・子育て支援事業補助金 他	—	—	8,283,000
流動資産合計						28,797,721
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	西原町字翁長303番地 2,655㎡	—	第2種社会福祉事業西原白百合保育園に使用している	—	—	50,000,000
建物	(園舎) 西原町字翁長303番地 (支援センター) 西原町字翁長303番地	2000年度	第2種社会福祉事業西原白百合保育園に使用している	165,978,000	100,525,436	65,452,564
		2008年度	第2種社会福祉事業西原白百合保育園に使用している	4,952,000	2,559,039	2,392,961
小計						67,845,525
基本財産合計						117,845,525
(2) その他の固定資産						
土地	西原町字幸地上山原1436番5 231㎡	—	第2種社会福祉事業である西原白百合保育園の道路に使用している	—	—	4,000,000
構築物	ブランコ・2階通路扉他	—	第2種社会福祉事業である西原白百合保育園で使用している	15,613,036	14,913,848	699,188
器具及び備品	大型遊具森のお店屋さん・クレー他	—	第2種社会福祉事業である西原白百合保育園で使用している	21,267,391	18,861,615	2,405,776
修繕積立資産	琉球銀行西原支店	—	将来の保育園付属備品や遊具改修の目的のために積み立てている定期預金	—	—	10,980,100
備品等購入積立資産	琉球銀行西原支店	—	将来における遊具・冷房機器購入の目的のために積立てている定期預金	—	—	209,100
保育所施設・設備整備積立資産	沖繩銀行西原支店 他	—	将来における保育園の防水や塗装、乳児室改修の目的のために積み立てている定期預金	—	—	20,850,800
その他の固定資産合計						39,144,964
固定資産合計						156,990,489
資産合計						185,788,210
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金		—		—	—	807,953
役員等短期借入金	3月分給食材料費・保育材料費 他	—		—	—	5,750,730
未払費用	理事長(園舎改築時土地購入資金借入金返務)	—		—	—	1,692,335
預り金	3月分社会保険料 他	—		—	—	15,926
職員預り金	講師・労務士・理事所得税	—		—	—	2,218,375
賞与引当金	源泉所得税・社会保険料・住民税	—		—	—	7,167,048
	夏季賞与令和3年度帰属分	—		—	—	
流動負債合計						17,652,367
2 固定負債						
固定負債合計						0
負債合計						17,652,367
差引純資産						168,135,843